



安全データシート (SDS)

1. 化学物質及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当

TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2020/04/15
SDS整理番号 04213350

製品等のコード : 0421-3350、0421-2130、0421-2380

製品等の名称 : ジイソプロピルアミン臭化水素酸塩

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
有機合成原料、合成中間体、医薬・医薬中間体、はんだフラックス など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分外
自然発火性固体 : 区分外
自己発熱性化学品 : 区分外
水反応可燃性化学品 : 区分外

健康に対する有害性

皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A

注意喚起語: 警告

危険有害性情報

皮膚刺激
強い眼刺激

注意書き

【安全対策】

取扱い後はよく手を洗うこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。
眼に入った場合: 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察、手当を受けること。
眼の刺激が続く場合: 医師の診察、手当を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

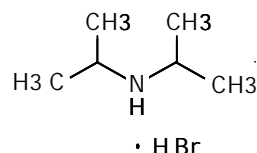
【保管】

湿気、日光を遮断し、冷暗所に保管すること。
吸湿性があるので、使用後は速やかに密封して保管すること。
開封後は速やかに使用すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。



アミン塩のお問合せ、ご相談、ご注文をお待ちしています。

ジイソプロピルアミン臭化水素酸塩 (臭化ジイソプロピルアンモニウム)

改訂日: 2020/04/15

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	: 単一製品
化学名、製品名	: ジイソプロピルアミン臭化水素酸塩 (別名) 臭化水素酸ジイソプロピルアミン、 臭化ジイソプロピルアンモニウム、 ジイソプロピルアンモニウムブロミド、 ジ(1-メチルエチル)アミン臭化水素酸塩、 ビスイソプロピルアミン臭化水素酸塩、 1-メチル-N-イソプロピルエタンアミン臭化水素酸塩、 N-イソプロピル-2-プロパンアミン臭化水素酸塩 (英名) Diisopropylamine hydrobromide、 Diisopropylammonium bromide、 Bis(isopropyl)amine hydrobromide、 N-Isopropyl-2-propanamine hydrobromide
成分及び含有量	: ジイソプロピルアミン臭化水素酸塩、 98.5%以上 (乾燥後)
化学式及び構造式	: $[(CH_3)_2CH]_2NH \cdot HBr$ 、 $C_6H_{15}N \cdot HBr$ 、 $\{[(CH_3)_2CH]_2NH_2\} Br$ 構造式は上図参照 (1ページ目)
分子量	: 182.11
官報公示整理番号 化審法	: (2)-136「ジイソプロピルアミン」、 (1)-105「臭化水素酸」 本品はジイソプロピルアミンの付加塩またはオニウム塩であり、 新規化学物質として取り扱わない物質である (既存化学物質扱い)。
CAS No.	: 30321-74-5
TSCAイベントリ	: 登録なし
危険有害成分	: ジイソプロピルアミン臭化水素酸塩

4. 応急措置

吸入した場合	: 呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は、医師の手当を受ける。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用前に洗濯する。
目に入った場合	: 直ちに水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外す。 その後も洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	: 直ちに水で口をすすぎ、うがいをする。 コップ数杯の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 必要に応じて医師に連絡する。 気分が悪い時は、医師の診察、手当を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	: 情報なし

参考【ジイソプロピルアミン〔CAS No.108-18-9〕の急性症状】

吸入: 咳、咽頭痛、吐き気、息苦しさ、肺刺激、肺水腫。肺水腫の症状は遅くなって現れる。
皮膚: 発赤、灼熱感、乾燥。皮膚吸収性がある。
眼: 発赤、痛み、一時的又は永久的な視力喪失。
経口摂取: 咽頭痛、腐食性、吐き気、咳、胃痙攣。

5. 火災時の措置

消火剤	: 本製品は可燃性である。 散水、噴霧水、泡消火剤、二酸化炭素、粉末消火剤、乾燥砂など 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
使ってはならない消火剤	: 棒状放水 (本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
特有の危険有害性	: 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。 消火水は環境汚染を引き起こすおそれがある。
特有の消火方法	: 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する 安全に対処できるならば着火源を除去する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 風上より消火し、環境へ流出しないよう漏洩防止処置を施す。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め適切な防護服 (耐熱性) を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：
 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
 風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
 風上に留まる。
 低地から離れる。
- 環境に対する注意事項：
 回収、中和：河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。
 漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。
 漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。
 回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。
 後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材：
 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策：
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
 近くに裸火源、発火源があれば、速やかに取除く。
 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策：
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
 粉じん、ミスト、蒸気などの発生を防止する。
 粉じんの堆積を防ぐ。
- 局所排気・全体換気
 安全取扱い注意事項：
 換気装置を設置して局所換気又は全体換気を行う。
 裸火厳禁。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 接触、吸入又は飲み込まない。
 皮膚、粘膜等に触れると、炎症を起こすことがある。
 目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付ける。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避：
 炎、火花、湿気、水または高温体との接触を避ける。
- 保管
- 技術的対策：
 採光、照明及び換気の設備を設ける。
 保管場所は、製品が汚染されないよう清潔にする。
- 混触危険物質
 保管条件：
 強酸化剤（硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など）
 高温多湿を避け、乾燥した冷暗所（1～15℃）に保管する。
 光のばく露により変質するおそれがあるため、遮光した容器を使用するか日光、室内光を避け、暗所に保管する。
 吸湿性があるので、使用後は十分に空気を抜き、密封して保管する。
 開封後は速やかに使用する。
 品質管理上、夏季気温が上昇して吸湿がすすむと品質劣化し、種々の問題が発生する場合がありますので、保管には十分な配慮が必要である。
- 容器包装材料：
 ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度：
 設定されていない。
- 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
 日本産衛学会（2019年版） 設定されていない。
 ACGIH（2019年版） 設定されていない。
- 設備対策：
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
 取扱場所には局所換気又は全体換気装置を設置する。
- 保護具
- 呼吸器の保護具：
 呼吸器保護具（防じんマスク）を着用する。
- 手の保護具：
 保護手袋（ニトリル製、塩化ビニル製など）を着用する。
- 眼の保護具：
 眼の保護具（ゴーグル型保護眼鏡）を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具：
 長袖作業衣を着用する。
 必要に応じて顔面用の保護具、長靴を着用する。
- 衛生対策：
 取扱い後はよく手を洗う。
 取り扱い中は飲食、喫煙はしない。
 汚染された作業衣は作業場から出さない。

参考【ジイソプロピルアミン〔CAS No.108-18-9〕のデータ】

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 770mg/kg (ACGIH(2001))と報告されていること
 基づき、区分4とした。
 飲み込むと有害(経口)(区分4)
 経皮 ウサギ LD50>10g/kg bw (RTECS(2005))に基づき、区分外とした。
 吸入(蒸気) ラット LC50 = 3.4mg/L (RTECS(2005)、HSDB(2005))に
 基づき、区分3とした。
 吸入すると有毒(蒸気)(区分3)
 吸入(ミスト) データがないため分類できない。
- 皮膚腐食性・刺激性 : pH > 11.5 (pH=11.8 (IUCLID(2000)))に基づき、区分1Aと区分した。
 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1A)
- 眼に対する重篤な損傷・刺激性 : pH > 11.5 (IUCLID(2000))に基づき、区分1とした。また、ウサギにおけ
 る眼腐食性との報告 (IUCLID(2000)) と合致した。
 重篤な眼の損傷(区分1)
- 呼吸器感受性又は皮膚感受性 : 呼吸器感受性: データがないため分類できない。
 皮膚感受性: モルモットを用いた Freund's complete adjuvant test
 を始めとして、3件で感受性が認められなかったことが報告されてい
 る (IUCLID(2000)、HSDB(2005)) ことにより、区分外とした。
- 生殖細胞変異原性 : データ不足により分類できない。
 発がん性 : 知見データがなく、産衛学会や IARC、ACGIH、NTP、EPA、OHSA の国際
 評価機関の報告がないため、分類できないとした。発がん性の危険性は不明。
- 生殖毒性 : データがないため分類できない。
 特定標的臓器・全身毒性
 (単回ばく露) : ヒトにおいて重度の肺刺激性 (PATTY(5th,2001))、肺水腫 (ICSCJ
 (1997)) が報告されていることに基づき、区分2 (呼吸器系) と
 した。
 呼吸器系の障害のおそれ (区分2)
- 特定標的臓器・全身毒性
 (反復ばく露) : データ不足により分類できない。
 吸引性呼吸器有害性 : データ不足により分類できない。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性 : データ不足のため分類できない。
 水中では、下記のジイソプロピルアミンと同様の挙動が予想される
 ので、環境へ大量に放出されると、急性有害性が疑われる。
- 水生環境慢性有害性 : データ不足のため分類できない。
 本製品はジイソプロピルアミンの水溶性塩であるため、水への溶解性は
 よく、ジイソプロピルアミンと同様に、生体蓄積性が低いと推測される。
 また、ジイソプロピルアミン同様に、分解性が悪いと考えられるため、
 長期的影響では、水生生物に有害のおそれがある。
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていない
 ため、分類できないとした。

参考【ジイソプロピルアミン〔108-18-9〕の情報】

- 水生環境急性有害性 : 魚類 (ニジマス) の96時間LC50=37000 µg/L (AQUIRE、2003) から、
 区分3とした。
 水生生物に有害(区分3)
- 水生環境慢性有害性 : 急性毒性が区分3、生物蓄積性が低いと推定されるもの
 (log Kow=1.4 (PHYSPROP Database、2005))、急速分解性がないと推定
 される (BIOWIN) ことから、区分3とした。
 長期的影響により水生生物に有害(区分3)
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていない
 ため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
 都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた
 産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付
 して廃棄物処理を委託する。
 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知
 の上処理を委託する。

アミン塩のお問合せ、ご相談、ご注文をお待ちしています。

ジイソプロピルアミン臭化水素酸塩 (臭化ジイソプロピルアンモニウム)

改訂日: 2020/04/15

必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

(参考) 燃焼法

可燃性の溶剤に溶解し噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラバー付き焼却炉の火室で、出来るだけ高温(ダイオキシン発生抑制のため850 以上)にて焼却する。

汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国内規制(適用法令)

陸上規制 : 特段の規制なし(非危険物)
海上規制 : 特段の規制なし(非危険物)
航空規制 : 特段の規制なし(非危険物)
国連番号 : 非該当
国連分類 : 非該当
品名 : 非該当
海洋汚染物質 : 非該当
特別の安全対策 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 非該当
毒物及び劇物取締法 : 非該当
消防法 : 非該当
化学物質管理促進法(PRTR法) : 非該当
船舶安全法 : 非該当
航空法 : 非該当
水質汚濁防止法 : 生活環境項目(施行令第三条第一項)
「水素イオン濃度」
〔排水基準〕・海域以外の公共用水域に排出されるもの
5.8以上8.6以下
・海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
「生物学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」
〔排水基準〕 160mg/L 以下(日間平均 120mg/L 以下)
「窒素の含有量」
〔排水基準〕 120mg/L 以下(日間平均 60mg/L 以下)
(注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
輸出貿易管理令 : キャッチオール規制(別表第1の16項) 第29類 有機化学品
HSコード(輸出統計品目番号、2020年4月1日版): 2921.19-000
「非環式モノアミン塩 - その他のもの」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献 :

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会編
化学大辞典 共同出版
安衛法化学物質 化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版
化学物質安全性データブック オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) 三共出版
化学物質の危険・有害性便覧 労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

アミン塩のお問合せ、ご相談、ご注文をお待ちしています。

ジイソプロピルアミン臭化水素酸塩 (臭化ジイソプロピルアンモニウム)

改訂日: 2020/04/15

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。